

京都市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和7年12月22日京都市条例第25号）（行財政局人事部給与課）

特別職の職員の期末手当の支給割合の限度を次のとおり改定することとしました。

区分	改正前	改正後	
令和7年度12月支給分	市長 副市長 常勤の監査委員	100分の172.5	100分の177.5
	教育長 公営企業管理者	100分の230	100分の235
令和8年度以後支給分	市長 副市長 常勤の監査委員	100分の172.5	100分の175
	教育長 公営企業管理者	100分の230	100分の232.5

上記の改正は、令和7年12月に支給する期末手当から実施することとしました。

京都市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月22日

京都市長 松井孝治

京都市条例第25号

京都市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

京都市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「100分の172.5」を「100分の175」に改め、同項第2号中「100分の230」を「100分の232.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月の支給に係る期末手当から適用する。

(期末手当の額の特例)

3 令和7年12月の支給に係る期末手当の額に関する改正後の条例第5条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の175」とあるのは「100分の177.5」と、同項第2号中「100分の232.5」とあるのは「100分の235」とする。

(期末手当の内扱)

4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の京都市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

(行財政局人事部給与課)